

令和4年1月21日

保護者のみなさま

池田市教育委員会

## 学校園で児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（1月21日～）

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）の拡大により、大阪府では、令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大し、一日に5,000人を超える新規陽性者が出るなど、これまで以上の感染拡大が生じています。保健所業務が極めてひっ迫する中、今後の保健所の調査及び自宅療養者の対応は重症化リスクの高い者又は施設を優先的に行い、学校・児童関連施設については、施設が主体的に接触状況等を確認の上、濃厚接触の可能性のある者を特定し、保健所と共有、濃厚接触者等の検査を実施する対応を行うよう大阪府より要請がありました。

本市においては、学校や園で感染者が発生した場合の臨時休業の判断としては、まず、感染者の濃厚接触者の特定、及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間を臨時休業（原則、感染が判明した日の翌日から概ね2日間。ただし、新たに濃厚接触者が特定され、検査結果が判明するまでは延長の可能性あり）としていましたが、この度の要請を受け、当面の間以下の対応を基本として学校園における感染拡大防止の取り組みを行ってまいります。

- 学校で児童生徒等の感染が確認された場合、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとります。
- 児童生徒等の感染が確認された場合、学校は感染者本人への行動履歴等の確認を行い、教育委員会と連携することで濃厚接触の可能性のある者の特定を行います。
- 濃厚接触の可能性がない場合には臨時休業等は実施せず、学校は通常稼業とします。
- 濃厚接触の可能性のある者が特定された場合には、その者に伝えるとともに、保健所と共有します。濃厚接触の対象者には検査医療機関での受診を推奨し、対象者の規模や症状に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、もしくは学校の臨時休業等を検討します。
- 検査の結果、濃厚接触者の陰性が確認された場合や、校内での感染拡大の恐れがないと判断される場合は学級閉鎖、もしくは学年閉鎖を解き、臨時休業の場合は学校を再開します。
- 検査の結果、濃厚接触者の陽性が確認された場合には、その者の行動履歴等の確認を実施します。新たな濃厚接触者が確認されるなど、校内での感染の広がりが疑われる場合には学級閉鎖、学年閉鎖、もしくは学校の臨時休業等を継続します。